

### 川俣のADRに和解案

東電支払い住民1人20万円

#### 原状賠償

川俣町小綱木地区の約95%の住民約五百七十人が東京電力に福島第一原発事故に伴う精神的損害賠償月額十万円を支払いを請求した裁判外紛争解決手続き(ADR)で、原子力損害賠償紛争解決セン

ターが東電に対し、住民一人当たり二十万円の支払いを求める和解案を提示したことが十四日、分かった。センターは和解案の受諾の可否を今月末までに回答するよう住民側と東電に要求しているという。住民側は受け入れる方向で調整し

ており、東電の対応が注目される。小綱木地区は避難区域が設定された同町山木屋地区、飯館村と隣接し、住民側は健康不安を抱えていると主張。避難区域の住民に

支払われている慰謝料と同額の賠償が妥当だとして、二〇一四(平成二十六)年十月にADRを申し立てた。